

個人事業者の方へ

事業所税（23区内）の申告納付期限は3月16日（月）です

事業所税

令和7年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、
令和8年3月16日（月）までに申告・納付が必要です。



区 分	要 件
資 産 割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従 業 者 割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合
- 23区内全域の事業所等の合計従業者数が80人を超える場合



●お問合せ先

所管都税事務所の事業所税班

- ・東京都では、23区内の事業所税について、eTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひご利用ください。
- ・eTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eTAX ホームページを御覧ください。また、eTAXの利用に際して、不明点等がありましたら、eTAX ホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくあるご質問：<https://eltax.custhelp.com/>

エルタックス

検索